

令和 5 年 1 月 1 7 日 提 出

教 育 委 員 会 会 議 議 案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和5年1月17日（火） 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 加藤 緑 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 豊田 雅之 委員

4 付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 1 号	市議会の議決を要する事件の議案（木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について	2
議 案 第 2 号	幼児言語教室の所管換えについて	5

5 報 告 事 項

(1) 報 告 第 1 号 臨時代理の報告について
教育財産の取得について(11P)

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第 1 号

市議会の議決を要する事件の議案（木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定）について

令和 5 年 3 月市議会定例会に上程する議案を申し出ることについて、木更津市教育委員会組織
及び運営規則（昭和 6 1 年 3 月 3 1 日教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 1 0 号の規定により、議
決を求める。

令和 5 年 1 月 1 7 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）の改正に伴い並びに観覧者の負担軽減及び利用促進を
図るため、関係条文の整理をしようとするものである。

議案第 号

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年1月17日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例（平成20年木更津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第20条」を「第23条」に改める。

別表第1中「100円」及び「80円」を「無料」に改め、「510円」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

博物館法（昭和26年法律第285号）の改正に伴い並びに観覧者の負担軽減及び利用促進を図るため、関係条文の整理を行うものである。

新旧対照表

○議案第 号 木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新					旧				
木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例 平成20年3月22日 条例第8号 (博物館協議会) 第15条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定により、博物館に木更津市郷土博物館金のすず協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2～5 略 別表第1（第6条第1項）					木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例 平成20年3月22日 条例第8号 (博物館協議会) 第15条 博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定により、博物館に木更津市郷土博物館金のすず協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2～5 略 別表第1（第6条第1項）				
区分	一般	大・高校生	中学生以下	高齢者 (65歳以上)	区分	一般	大・高校生	中学生以下	高齢者 (65歳以上)
常設展1日券（個人）	200円	無料	無料	無料	常設展1日券（個人）	200円	100円	無料	無料
常設展1日券（20人以上の団体）	160円	無料	無料	無料	常設展1日券（20人以上の団体）	160円	80円	無料	無料
年間観覧券（支払った日から1年）	1,020円				年間観覧券（支払った日から1年）	1,020円	510円		
略					略				

議案第2号

幼児言語教室の所管換えについて

幼児言語教室機能の移管に伴い、木更津市潮見2丁目9番地の施設を市長部局へ所管換えすることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第11号の規定により、議決を求める。

令和5年1月17日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

幼児言語教室機能の所管を市長部局に変更するにあたり、教育委員会会議の議決を得ようとするものである。

議案第 号

木更津市幼児言語教室の設置及び管理に関する条例の制定について

令和 年 月 日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市幼児言語教室の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 言語機能の発達に課題がある就学前の幼児及びその保護者に対して、当該幼児の言語機能の向上を図るための相談及び支援に係る事業を行うため、木更津市幼児言語教室を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

施設名	位置
木更津市幼児言語教室	木更津市潮見 2 丁目 9 番地

(使用時間等)

第 3 条 幼児言語教室の使用時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

2 幼児言語教室の休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日から 1 月 4 日まで
- (4) 12 月 28 日から 12 月 31 日まで

(使用の許可)

第 4 条 幼児言語教室を使用することができる者は、市内に住所を有する小学校就学前の幼児で、言語機能の発達段階において、助言、指導又は訓練が必要な者及びその保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は使用できないものとする。

- (1) 感染性疾患を有する者
- (2) 通所できない者

3 幼児言語教室を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければ

ならない。

(使用の許可の取消等)

第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、助言、指導、又は訓練の使用を停止し、終了し、又は取り消すことができる。

- (1) 指導の効果が顕著で、自然治癒の可能性があると認めるとき
- (2) 医療機関、他の相談機関等での検査又は治療が必要と認めるとき
- (3) 指導の必要がなくなったとき
- (4) 幼児言語教室の施設又は設備を汚損し、又は毀損する行為を行ったとき
- (5) 他の使用者の指導、訓練、使用を妨げる行為を行ったとき
- (6) その他幼児言語教室の管理上支障があると認められるとき

(使用料)

第6条 幼児言語教室の使用料は、無料とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、幼児言語教室の管理に関し、必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例（平成19年木更津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とする。

(木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による改正前の木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされている幼児言語教室に係る決定、申請、承認その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の幼児言語教室の使用に係るものについては、施行日以後においては、この条例の相当規定によりなされた行為とみなす。

提案理由

言語機能の発達に課題がある就学前の幼児及びその保護者に対して、当該幼児の言語機能の向上を図るための相談及び支援に係る事業を行うため

新旧対照表

○議案第 号 木更津市幼児言語教室の設置及び管理に関する条例（附則第 2 項関係）

新		旧					
木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例 平成19年3月19日 条例第5号	木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例 平成19年3月19日 条例第5号						
(名称及び位置等) 第2条 略	(名称及び位置等) 第2条 略						
(業務) 第3条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) 略 (5)・(6) 略	(業務) 第3条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) 略 (5) ことばの相談及び指導に関すること。 (6)・(7) 略 (幼児言語教室の使用時間等) 第7条 幼児言語教室の使用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。 ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。 2 幼児言語教室の休日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 1月2日から1月4日まで (4) 12月28日から12月31日まで (幼児言語教室の使用等) 第8条 幼児言語教室を使用することができる者は、市内に住所を有する小学校就学前の幼児で、ことばの発達段階で指導や訓練が必要な者及びその保護者とする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は使用できないものとする。 (1) 感染性疾患を有する者	2 センターには、次の施設を設置し、その施設名及び位置は、次のとおりとする。					
		<table><tr><th>施設名</th><th>位置</th></tr><tr><td>幼児言語教室</td><td>木更津市潮見2丁目9番地</td></tr></table>		施設名	位置	幼児言語教室	木更津市潮見2丁目9番地
		施設名	位置				
幼児言語教室	木更津市潮見2丁目9番地						

	(2) <u>通所不可能な者</u> 3 <u>幼児言語教室を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。</u> 4 <u>幼児言語教室の使用料は、無料とする。</u> 5 <u>使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、指導、訓練及びその使用を停止し、終了し、又は取り消すことができる。</u> (1) <u>指導の効果が顕著で、自然治癒の可能性があると認めるとき。</u> (2) <u>医療機関、他の相談機関等での検査又は治療が必要と認めるとき。</u> (3) <u>指導の必要がなくなつたとき、又は指導の効果が限度に達したとき。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことが適当と認めるとき。</u> (委任)
(委任) <u>第7条 略</u>	<u>第9条 略</u>

報告第 1 号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 1 月 1 7 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和4年12月26日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第1号

教育財産の取得について

木更津市教育員会は、次の教育財産を取得する。

1. 取得財産 絵画2点

（1）村上 裕二「紅刻の夢境」 4,840,000円相当

（2）村上 裕二「太陽の静寂」 3,630,000円相当

2. 取得理由 木更津市立真舟小学校への寄附

（寄附者名等については、本人の希望により非公表）

3. 取得年月日 令和4年12月26日